

議員提出議案第4号

葛飾区子どもの権利条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

提出者 7番 片岡 ちとせ 29番 木村 ひでこ
30番 三小田 准一 31番 中村 しんご

葛飾区議会議長 伊藤 よしのり 殿

(提案理由)

子どもの権利侵害等に対して迅速な対応をするため、本案を提出いたします。

葛飾区子どもの権利条例の一部を改正する条例

葛飾区子どもの権利条例（令和5年葛飾区条例第56号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」の次に「一第29条」を加え、「第25条」を「第30条」に改める。

第25条を第30条とし、第5章中第24条の次に次の5条を加える。

(子どもの権利擁護委員)

第25条 区は、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、葛飾区子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

2 擁護委員の定数は、3人以内とします。

3 擁護委員は、子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のうちから、区長が委嘱します。

4 擁護委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の擁護委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

5 区は、擁護委員の職務を補佐するため、調査相談員を置きます。

(擁護委員の職務)

第26条 擁護委員の職務は、次のとおりとします。

(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行うこと。

(2) 子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済及び回復に向けて調査、調整、勧告・是正要請及び意見表明を行うこと。

(3) 前号の勧告・是正要請及び意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

(公表)

第27条 擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明及び措置の報告を公表することができます。

2 擁護委員は、毎年その活動状況などを区長に報告するとともに、広く区民にも公表します。

(尊重と連携)

第28条 区の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

2 保護者、育ち学ぶ施設の関係者及び区民は、擁護委員の活動に協力するよう努めます。

3 擁護委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済及び回復のために関係機関、関係者等と連携し、協働します。

(勧告などの尊重)

第29条 第26条第2号の勧告・是正要請又は意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行します。